

一般財団法人静岡県サッカー協会 支部・種別委員会運営規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下「この法人」という。）における支部・種別委員会の設置、運営及び手続きに関して定める。

第2章 支部組織

第2条 (設置)

県下を次の5支部に分ち、各支部内のサッカー協会は、それぞれ協同して支部内の組織を設けるものとする。

[支部] [統括される市郡]

東 部 熱海市、伊東市、下田市、三島市、裾野市、御殿場市、沼津市、富士市、富士宮市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡

中東部 静岡市（清水区）

中 部 静岡市（葵区・駿河区）

中西部 焼津市、藤枝市、島田市、榛原郡、御前崎市（2・3・4種以外）、牧之原市、

西 部 掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、菊川市、御前崎市（2・3・4種のみ）、周智郡、湖西市

前項の支部組織を、「支部サッカー協会」と呼称する。

第3条 (事業活動)

支部サッカー協会は、サッカーの指導普及に関する支部内の共通問題につき審議するほか、競技会、講習会その他の事業を支部単位で実施することができる。

第4条 (経費負担)

支部サッカー協会は前条の事項を行うために要する経費を負担する。

第5条 (報告)

支部サッカー協会は、事務局、役員の名、事業計画、収支報告、収支決算書をこの法人に提出する。これを変更したときも同様とする。

第6条 (議決機関)

支部サッカー協会は、加盟登録団体により選出された者による議決機関を設けなければならない。

第7条（協会規約）

支部サッカー協会は、支部サッカー協会規約を設けなければならない。又、支部サッカー協会規約をこの法人に提出しなければならない。

第3章 種別・支部競技会の運営

第8条（種別競技会・支部競技会）

この法人は、加盟チームの種別競技会・支部競技会を開催する。

第9条（有料事業）

支部サッカー協会、種別委員会は、主管する有料事業を実施した場合、事業収支決算書をこの法人に提出し、その純益50%をこの法人に納入する。欠損が発生した場合は、この法人と主管団体が協議の上、主管団体の負担額を決定する。但し、天皇杯については、（公財）日本サッカー協会のガイドラインによる純益とする。

第10条（各種連盟）

サッカー競技普及発展を図るため、各種連盟を置くことができる。

第11条（アマチュア規程）

サッカー競技者、審判員並びに各サッカー組織の役員のアマチュア資格を決定する基準手続きは、（公財）日本サッカー協会のアマチュア規程に基づく。

第12条（外国チームの招聘）

この法人以外の者は、この法人に届け出し、（公財）日本サッカー協会の承認なくしては、外国よりチームを招聘して、競技会を組織し、又は開催することはできない。

第13条（海外活動）

加盟チーム又は選手は、外国を訪問して競技を行うときは、あらかじめこの法人に届けを出し、（公財）日本サッカー協会の承認を受けなくてはならない。

第14条（選手処分）

この法人は、前2条の規程に違反した支部サッカー協会又は選手を処分できる。

第4章 補則

第15条（改正）

この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記から施行する。

改 正 この規程は、平成 25 年 6 月 27 日より施行する。

別表

委 員 会 名	目 的
(1) 総務委員会	・総務、企画、法律及び栄典に関する事項 ・他の委員会に属さない事項 (構成員) 副会長、専務理事、常務理事、理事若干名、 監事、外部学識経験者及び企画立案の場合は、 広告代理店が指定した業務担当者
(2) 競技会委員会（事業）	・各種大会に関する事項及び試合の監理 ・FIFA・AFC・JFA・Jリーグ及びSFAの各種大会の日程調整に関する事項 ・各種事業の企画、立案及び実施 ・各種事業に関する契約の検討
(3) マッチコミッショナー委員会	・選手・審判・観客の安全監理 ・競技規則、日本サッカー協会規約及び大会実施要領順守の監理 ・マッチコミッショナーの資質向上に向けた活動
(4) 規律委員会	・競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査及び審議並びに懲罰の決定 ・違反行為の防止とその対策
(5) フェアプレー委員会	・フェアプレーに関する事項 ・フェアプレー精神の啓発・普及活動
(6) 裁定委員会	・競技及び競技会に関するもの以外の違反行為に対する調査及び審議、懲罰案の理事会への提出並びに紛争の和解及びあっせん

(7) 審判委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審判員の育成強化に関する事項 ・審判指導者の強化に関する事項 ・普及事業に関する事項 ・審判インストラクターに関する事項
(8) 技術委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県を代表するチームの監督候補者の推挙 ・静岡県を代表するチーム編成案の作成 ・静岡県を代表するチームの強化 ・その他静岡県を代表するチームに関する事項 ・選手の育成及び強化に関する事項 ・ユース年代の普及に関する事項 ・強化方針に基づく技術指導 ・指導者の養成に関する事項
(9) 医事委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・選手の健康管理、傷害予防及び救急処置 ・本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項 ・静岡を代表するチームの医事管理に関する事項 ・その他すべての医学及び健康に関する事項
(10) リスク管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（地震・荒天台風・雷雨等）、試合運営（主催・主管事業等）や、当協会として関わるコンプライアンス及び各種リスクに起因する事象に対して、迅速に対応する事項
(11) 財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度予算案及び決算案の審議 ・資金運用、借入等資金計画に関する検討 ・長期財政計画の審議 ・その他財務及び経理に関する重要事項の審議
(12) 支部活性化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部間における連絡調整 ・国際試合・全国規模の大会に関する事項 ・支部の主催・主管事業の質の向上と合理化 ・支部運営の改善・検討
(13) 企画委員会（エコパ）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコパの維持・管理運営に関する事項 ・エコパにおける戦略的に取組む課題について企画検討する事項
(14) 第1種社会人委員会 大学高専委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢を制限しない選手により構成されるチームの主管、運営、強化及び普及に関する事項
(15) 第2種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の選手により構成される（高等学校在学中の選手には、この年齢制限は適用しない。）チームの主管、運営、強化及び普及に関する事項

(16) 第3種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満の選手により構成される（中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。） チームの主管、運営、強化及び普及に関する事項
(17) 第4種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の選手により構成される（小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。） チームの主管、運営、強化及び普及に関する事項 ・ウェルフェアオフィサーの配置に関する事項
(18) 女子委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・女子の選手により構成されるチームの主管、運営、強化及び普及に関する事項
(19) シニア委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の選手により構成されるチームの主管、運営、強化及び普及に関する事項
(20) キッズ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズに関する事項 ・キッズに関する大会、試合、フェスティバル等の監理
(21) フットサル委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルに関する事項 ・フットサルに関する大会、試合、フェスティバル等の監理
(22) チャレンジド委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジドに関する事項 ・チャレンジドに関する大会、試合、フェスティバル等の監理